

平成23年12月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 野島彰人

平成23年(八)第52号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月30日

## 判決

原

音

同訴訟代理人弁護士 大森景一

東京都墨田区江東橋二丁目19番7号

被 告 エヌシーキャピタル株式会社

同代表者代表取締役 藤澤繁幸

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル

被 告 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

同代表者代表取締役 杉 村 健 次 郎

同訴訟代理人弁護士 池田彩穂里

同進藤功

同 左 高 健 一

同 赤 川 集

同 大 樞 健 介

同 西 杉 英 將

同 梅 漢 康 二

# 同 長 谷 川 結 水

同門永真紀

同 大 竹 裕 隆

同 大 高 利 通

同 末 永 麻 衣

同 加 藤 好 隆  
同 斎 藤 宙 治  
同 兼 定 尚 幸  
主 文

- 1 被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社は、原告に対し、55万5730円及びうち52万4365円に対する平成20年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告エヌシーキャピタル株式会社は、原告に対し、23万0761円及びうち22万2000円に対する平成22年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告に生じたものの20分の11、被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社に生じたものの10分の3及び被告エヌシーキャピタル株式会社に生じたものの5分の4を原告の負担とし、原告に生じたものの20分の7及び被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社に生じたものの10分の7を被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社の負担とし、原告に生じたものの20分の2及び被告エヌシーキャピタル株式会社に生じたものの5分の1を被告エヌシーキャピタル株式会社の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

- 1 被告ニューヨークメロン信託銀行株式会社（以下、「被告ニューヨークメロン」という。）は、原告に対し、81万2301円及び

うち 60万5000円に対する平成20年3月5日から、うち 6万5000円に対する平成20年3月4日から、うち 10万円に対する平成23年3月31日から、各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

- 2 被告エヌシーキャピタル株式会社（以下、「被告エヌシーキャピタル」という。）は、原告に対し、109万1123円及びうち82万7000円に対する平成22年2月16日から、うち9万400円に対する平成22年2月15日から、うち 6万円に対する平成23年3月31日から、各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

## 第2 当事者の主張

### 1 被告ニューヨークメロンに対する請求原因

(1) 訴外アエル株式会社（以下、「アエル」という。）は、原告との間の平成6年12月15日に20万円を借り受けて開始した金銭消費貸借取引（以下、「本件取引」という。）にかかる貸金債権（以下、「本件債権」という。）を、平成17年6月28日、被告ニューヨークメロンに信託譲渡（以下、「本件信託譲渡」という。）し、被告ニューヨークメロンは、平成20年6月25日、同債権を被告エヌシーキャピタルに譲渡（以下、「本件債権譲渡」という。）した。

### (2) 本件取引の概要

ア 取引開始日 平成6年12月15日

イ 取引終了日 平成22年2月15日

ウ 取引の経過 訴外アエル株式会社との間で別紙計算書1  
の番号1ないし155、被告ニューヨークメロ

ンとの間で同番号 156ないし 190, 被告エヌシーキャピタルとの間で同番号 191ないし 208 の各「年月日」, 「借入金額」, 「返済額」欄記載のとおり(以下, 被告ニューヨークメロンとの間の取引経過を「メロン取引部分」といい, 被告エヌシーキャピタルとの間の取引経過を「エヌシー取引部分」という。)

(4) 引直し計算及び不当利得

利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると, 本件取引は, 被告ニューヨークメロンが本件信託譲渡を受けた時点で過払いとなっていたが, 被告ニューヨークメロンが原告との取引を継続したため, メロン取引部分における過払金元金は 60万5000円となり, 被告ニューヨークメロンは, 同金額を法律上の原因なく取得している。

(5) 悪意の受益者

被告ニューヨークメロンは, 金融業を営む企業であるから, 本件取引により利息制限法所定の制限利率を超える利息を收受していたことにつき悪意であったといえるので, それぞれ過払金発生時から年 5 分の割合による利息を支払うべき義務を負う。

(6) 弁護士費用

民法 704 条後段は, 悪意の受益者に対して加重した責任を負わせるという特別の責任を定めた規定であるから, 被告ニューヨークメロンは, 民法 704 条後段の規定に基づき, 原告の弁護士費用として, 6万5000円及びこれに対する最終取引日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を

負う。

(7) 不法行為に基づく損害賠償

被告ニューヨークメロンは、原告の無知に乗じて、過払金が発生しているにもかかわらず、あえて約定利率に基づく支払を請求してきたものであるところ、このような行為は、架空請求に類似する社会的に許容される限度を超えた違法なものであって、不法行為を構成する。そして、被告ニューヨークメロンの上記不法行為による財産的、精神的損害及び弁護士費用を合計すると、10万円を下ることはないから、同金員及びこれに対する被告ニューヨークメロンに対しての訴訟提起日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負う。

(8) よって、原告は、被告ニューヨークメロンに対し、不当利得返還請求権に基づく過払金元金及びこれに対する利息、弁護士費用及びこれに対する遅延損害金並びに不法行為に基づく損害賠償金及びその遅延損害金の各支払を求める。

2 被告エヌシーキャピタルに対する請求原因

(1) 上記1(1)のとおり

(2) 上記1(2)のとおり

(3) 本件債権譲渡により、被告エヌシーキャピタルは、本件取引にかかる被告ニューヨークメロンの債務を重畳的に引き受けたものであるから、本件取引にかかる債務は、被告らの不真正連帶債務となる。

(4) 引直し計算及び不当利得

利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、本件取引は、被告ニューヨークメロンが本件信託譲渡を受けた時点において

既に過払いとなっていたが、原告との取引を継続したため、本件信託譲渡後のメロン取引部分及びエヌシー取引部分にかかる過払金元金は82万7000円となり、被告エヌシーキャピタルは、同金額を法律上の原因なく取得している。

#### (5) 悪意の受益者

被告エヌシーキャピタルは、金融業を営む企業であるから、本件取引により利息制限法所定の制限利率を超える利息を收受していたことにつき悪意であったといえるので、それぞれ過払金発生時から年5分の割合による利息を支払うべき義務を負う。

#### (6) 弁護士費用

民法704条後段は、悪意の受益者に対して加重した責任を負わせるという特別の責任を定めた規定であるから、被告エヌシーキャピタルは、民法704条後段の規定に基づき、原告の弁護士費用として、9万4000円及びこれに対する最終取引日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負う。

#### (7) 不法行為に基づく損害賠償

被告エヌシーキャピタルは、原告の無知に乗じて、過払金が発生しているにもかかわらず、あえて約定利率に基づく支払を請求してきたものであるところ、このような行為は、架空請求に類似する社会的に許容される限度を超えた違法なものであって、不法行為を構成する。そして、被告エヌシーキャピタルの上記不法行為による財産的、精神的損害及び弁護士費用を合計すると、6万円を下ることはないから、同金員及びこれに対する被告エヌシーキャピタルに対しての訴訟提起日から支払済みまで年5分の割

合による遅延損害金を支払うべき義務を負う。

(8) よって、原告は、被告エヌシーキャピタルに対し、不当利得返還請求権に基づく過払金元金及びこれに対する利息、弁護士費用及びこれに対する遅延損害金並びに不法行為に基づく損害賠償金及びその遅延損害金の各支払を求める。

### 3 請求原因に対する認否

(1) 被告ニューヨークメロン

請求原因のうち、(1)については認め、その余についてはいずれも知らないし否認もしくは争う。

(2) 被告エヌシーキャピタル

請求原因のうち、(1)、(2)及び平成20年6月25日以降に本件債権の弁済金として原告から過払いとなる金員を受領したことについてはいずれも認め、その余についてはいずれも否認もしくは争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告ニューヨークメロンに対する請求について

(1) 請求原因1(1)については、当事者間に争いがなく、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、同1(2)を認めることができる。

(2) 上記(1)において認めた請求原因1(2)を前提とすれば、本件信託譲渡時、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、本件取引は既に過払いを生じていたことが認められ、その後も原告と被告ニューヨークメロンとの間で本件取引を継続したことにより、メロン取引部分における過払金元金が、別紙計算書2のとおり、52万4365円となると認められる。

なお、原告は、メロン取引部分における過払金元金を、借入

金を除外するなどの独自の計算方法に従って算出した金額であると主張するようであるが、その根拠が明らかでないから採用しない。

これに対し、被告ニューヨークメロンは、本件債権がアエルから被告ニューヨークメロンへ信託譲渡された後も、被告ニューヨークメロンが原告と直接取引をすることではなく、原告とはアエルを介しての関係しかなかったこと、本件信託譲渡の原告に対する対抗要件である債権譲渡通知をメロン取引部分の期間中にはあえてしなかったこと、及び信託譲渡における受託者の「道管性」という性質から、メロン取引部分における過払金返還義務を被告ニューヨークメロンが負うことないと主張する。

確かに、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、被告ニューヨークメロンは、本件信託譲渡にあたり、譲渡人であるアエルとの間でサービシング契約を締結していたこと、メロン取引部分における貸付、弁済金受領等の業務をアエルが行ってきたこと、原告に対する本件信託譲渡の通知がされたのは被告ニューヨークメロンから被告エヌシーキャピタルに譲渡をした後であること、原告はメロン取引部分においても被告ニューヨークメロンと直接の取引行為がなかったことを認めることができる。

しかしながら、被告ニューヨークメロンが、本件信託譲渡契約と同時に、本件信託譲渡の譲渡人であるアエルとの間でサービシング契約を締結し、本件債権にかかる貸付、弁済金受領等の事務を委任しても、これにより直ちに本件信託譲渡によって取得した債権者としての地位を本件信託譲渡の譲渡人であるアエルに留保する効果を生ずるとは認められないし、本件信託譲渡について

債務者である原告に通知していなくても、譲渡当事者である被告ニューヨークメロンとアルとの間の信託譲渡の効力に影響を及ぼすものではないから、被譲渡債権の権利義務の主体の帰属に影響を及ぼすものではなく、これらの事情をもって、被告ニューヨークメロンが本件信託譲渡後に発生した過払金の返還義務を免れるものとはいえない。

さらに、被告ニューヨークメロンは、債権譲渡の通知又は承諾がない場合にも、債務者が譲渡人を債権者と認識して譲渡人に対する弁済をしたことによって当該債権が消滅するのは、弁済による利得は譲渡人に帰属するからであり、このような場合には譲受人に利得はないと主張する。

確かに、債権譲渡の通知又は承諾を受けていない債務者による債権譲渡後の譲渡人に対する善意弁済は、当該債権に対する有効な弁済とされ、債務者による譲渡人に対する弁済によって当該債権が消滅した後に、債務者が弁済金として支払った金員を譲渡人が受領すれば、譲渡人は同金員を法律上の原因なく利得したものというべきである。しかしながら、債権譲渡と同時に譲渡当事者間において譲渡人をサービスナーとするサービスング契約を締結して弁済金の受領業務を委託している場合においては、譲渡人がサービスナーという地位をも有するところ、譲渡人がサービスナーとして債務者との取引を継続している状況の下で譲渡人兼サービスナーが受領した債務者からの弁済金は、サービスング契約の性質からすると、特別な事情がない限り、サービスナーとして受領したものと評価するのが相当である。そして、サービスナーが弁済金として受領した金員は、サービスナー自身の利得となるものではなく、

サービスシング契約の委託者である譲受人に帰属するのであって、委託者である譲受人の利得となるものというべきである。

これを本件についてみると、上記のとおり、アエルは、本件信託譲渡と同時に被告ニューヨークメロンとの間でサービスシング契約を締結し、本件信託譲渡後もサービスサーとして弁済金の受領業務等を行ってきたことが認められるところ、サービスシング契約締結後にアエルがサービスサーとしてではなく本件債権に関与したなどの事情は認められず、アエルが原告から受領した本件債権の弁済金としての金員がサービスサーとしての受領ではないことをうかがわせる事情も認められないから、本件債権が弁済により消滅した後に原告からの弁済金としてアエルが受領した金員は、アエルがサービスサーとして受領したものであり、委託者である被告ニューヨークメロンの利得であると認められる。

また、経済的側面からすると、信託譲渡の受託者が、課税において一般的に用いられる評価であるいわゆる「道管体」の役割を担うに過ぎないとしても、受託者が信託譲渡によって具体的な営業利益を得られなかつたとしても、あるいは、信託契約上の受益者が他に存在していたとしても、信託譲渡の受託者は、信託譲渡により信託譲渡された債権の譲受人として法律上の帰属主体となる以上、当然には信託譲渡された債権にかかる権利義務の帰属を免れず、現実の利益の有無などの経済的事情や課税における評価が直ちに法律上の権利義務の帰属主体に影響を及ぼさないというべきである。

よって、被告ニューヨークメロンの上記主張はいずれも採用できず、本件信託譲渡により、被告ニューヨークメロンは、信託譲

渡後の本件債権における債権者である以上、本件債権に基づく法律上の帰属主体であると認めるべきであり、信託譲渡後の本件債権にかかる過払金返還義務を負うというべきである。

(3) 弁論の全趣旨によれば、被告ニューヨークメロンが銀行業務等を業とする法人であることが認められるから、同被告は、債権譲渡を受けるに際し、業務として当該債権の内容について十分調査、理解していたとするのが自然である。そうすると、本件信託譲渡においても、被告ニューヨークメロンは、本件債権の契約内容について利息制限法所定の利息を超過する約定であることを知りながら信託譲渡を受けたものであり、本件債権が完済により消滅した後には過払いであることを知りながら原告からの弁済金を受領してきたものと認めるべきであって、この認定を左右する証拠はない。

したがって、被告ニューヨークメロンは、民法704条の「悪意の受益者」としてメロン取引部分における過払金発生時から利息の支払義務を負い、その利率は年5分と解するのが相当である。

(4) 原告は、民法704条後段の規定は不当利得制度を支える公平の原理から悪意の受益者に対する責任を加重した特別の責任を定めるものであるとし、同規定に基づく損害賠償請求として、弁護士費用を請求する。

確かに、不当利得制度は、公平の観念に基づいて受益者にその返還義務を負担させるものであるが、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償することにより、被害者が被った不利益を補てんして不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする不法行為に基づく損害賠償制度

とはその趣旨を異にするものであって、不当利得制度の下において受益者の受けた利益を超えて損失者の被った損害まで賠償させることは、不当利得制度の趣旨とするところとは解しがたいといるべきである。したがって、民法704条後段は、悪意の受益者が不法行為の要件を充足する限りにおいて、不法行為責任を負うことを注意的に規定したものに過ぎず、悪意の受益者に対して不法行為とは異なる特別の責任を負わせたものではないと解するのが相当である。

そうすると、弁護士強制主義を採用せず、弁護士費用を訴訟費用として償還することを認めない我が国の民事訴訟制度の下においては、応訴自体が不法行為を構成する場合や不法行為に基づく損害賠償請求などに限られるものであり、この理は民法704条後段の損害についても妥当するものというべきである。

これを本件についてみると、原告は、本件にかかる応訴自体が不法行為にあたるとして弁護士費用の賠償を求めるものではなく、下記(5)のとおり、被告ニューヨークメロンないし同被告のサービスであるアエルが残元金の存在を前提とする支払いの請求をし、過払金の受領を続けた行為は、いずれも不法行為にはあたらないのであるから、原告の民法704条後段に基づく損害賠償請求には理由がない。

(5) 原告は、被告ニューヨークメロンが利息制限法の制限超過部分を含む弁済を受け、貸付元本が存在しなくなつてからも、原告に対し、貸金の支払を請求し続けたことが不法行為を構成すると主張する。

しかしながら、一般に、貸金業者が、借主に対し貸金の支払を

請求し、借主から弁済を受ける行為それ自体は、当該貸金債権が存在しないと事後的に判断されたことや、長期間にわたり制限超過部分を含む弁済を受けたことにより結果的に過払金が多額になったことのみをもって直ちに不法行為を構成するということはできず、これが不法行為を構成するのは、上記請求ないし受領が暴行、脅迫等を伴うものであったり、貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるものと解される。この理は、当該貸金業者が過払金の受領につき、民法704条所定の悪意の受益者であると推定される場合においても異なるところはない。

これを本件についてみると、弁論の全趣旨によれば、アエルが貸金業者であり、貸金業者として本件債権にかかる契約をし、本件取引を継続してきたことが認められるところ、本件信託譲渡を受けて本件取引をアエルに引き続きおこなった被告ニューヨークメロンないし同被告のサービスであるアエルによる貸金の請求ないし受領が、暴行、脅迫等を伴うものであったことを認めるに足りる証拠はない。また、原告に貸金業法や充当計算などに関する知識が不十分であったことが被告ニューヨークメロンないし同被告のサービスであるアエルの不当な態様によって生じたものとまではいえず、原告が主張するように、同被告による貸金の請求ないし受領が、原告の無知に乗じるものであって架空請求に類似した行為であるなど、その態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くと評価するに足りる事情も認めら

れない。

したがって、被告ニューヨークメロンないし同被告のサービスサーであるアエルによる貸金の請求又はその受領は、いずれも不法行為にはあたらないから、その余について判断するまでもなく、原告の上記不法行為に基づく損害賠償請求には理由がない。

(6) 以上によれば、被告ニューヨークメロンに対する原告の請求は、メロン取引部分にかかる過払金及びこれに対する利息についての支払を求める限度でのみ理由がある。

## 2. 被告エヌシー・キャピタルに対する請求について

(1) 請求原因 2(1)及び(2)については、いずれも当事者間に争いがない。

(2) 原告は、本件債権譲渡により、被告エヌシー・キャピタルは、本件取引にかかる被告ニューヨークメロンの債務を重疊的に引き受けた旨主張する。

しかしながら、債権譲渡は当然に契約上の地位の移転を伴うものではないから、債権譲渡の事実から直ちに被譲渡債権にかかる契約上の地位を承継したとは認められないところ、本件債権譲渡に伴う契約等により被告らの間で、被告エヌシー・キャピタルが本件取引にかかる被告ニューヨークメロンの過払金等返還債務を重疊的に引き受ける旨の合意をしたことを認めるに足りる証拠はない。

原告は、本件と同様の事案である、アエルから被告ニューヨークメロンへの信託譲渡後に被告エヌシー・キャピタルに債権譲渡された貸金債権にかかる過払金請求事件の多数において、被告エヌシー・キャピタルが過払金債権者との間で、被告ニューヨークメ

ロンの債務を被告エヌシーキャピタルが引き受ける内容の和解を成立させていることが顕著な事実であり、この事実からすると、被告らの間に被告ニューヨークメロンの過払金等返還債務を重畳的に引き受ける旨の合意が存在するものと推認できると主張する。しかしながら、同様の事案の多数の事件において上記のような和解が成立していることが裁判所に顕著な事実とはいえず、ほかに被告らにおいて被告ニューヨークメロンの過払金等返還債務を重畳的に引き受ける旨の合意が存在すること推認すべき事情も認められない。

なお、原告は、被告らの間の重畠的債務引受について受益の意思表示をしたことについての主張、立証をせず、本訴提起以前に被告エヌシーキャピタルに対し、同被告が本件取引にかかる債務につき重畠的に債務引受をしたことを前提とする請求をするなど重畠的債務引受を承認したと評価しうる事実も認められないとからすると、仮に本件債権譲渡に伴う契約等により被告らの間で、被告エヌシーキャピタルが本件取引にかかる被告ニューヨークメロンの過払金等返還債務を重畠的に引き受ける旨の合意をしていたとしても、原告から被告エヌシーキャピタルに対し、重畠的債務引受を前提とする請求をすることはできない。

以上のとおり、被告エヌシーキャピタルが本件取引にかかる被告ニューヨークメロンの債務を重畠的に引き受けたことを認めることはできないから、原告の上記主張を採用することはできず、被告エヌシーキャピタルは、本件債権譲渡以前の取引において発生した過払金の返還義務を負うことはないものというべきである。

(3) 上記(1)において認めた請求原因 2(2)を前提とすれば、本件信託譲渡時、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、本件取引は既に過払いを生じていたことが認められ、その後も原告と被告ニューヨークメロンないし被告エヌシーキャピタルとの間で本件取引を継続したことにより、エヌシー取引部分における過払金元金が、別紙計算書3のとおり、22万2000円となると認められる。

なお、原告は、エヌシー取引部分における過払金元金を、借入金を除外するなどの独自の計算方法に従って算出した金額であると主張するようであるが、その根拠が明らかでないから採用しない。

(4) 被告エヌシーキャピタルは、本件債権譲渡後に原告から受領した弁済金が過払金であることを認めているところ、同被告は金銭債権の取得及び処分を業とする法人であるから、債権譲渡を受けるに際しては、業務として当該債権の内容について十分調査、理解していたとするのが自然である。そうすると、本件債権譲渡にあたっても、被告エヌシーキャピタルは、本件債権の契約内容について利息制限法所定の利息を超過する約定であることを知りながら債権譲渡を受けたものであり、同債権が完済により消滅した後には過払いであることを知りながら原告からの弁済金を受領してきたものと認めるべきであって、この認定を左右する証拠はない。

したがって、被告エヌシーキャピタルは、民法704条の「悪意の受益者」として、エヌシー取引部分にかかる過払金発生時から利息の支払義務を負い、その利率は年5分と解するのが相当で

ある。

- (5) 原告は、民法704条後段の規定は不当利得制度を支える公平の原理から悪意の受益者に対する責任を加重した特別の責任を定めるものであるとし、同規定に基づく損害賠償請求として、弁護士費用を請求する。

しかしながら、上記1(4)において説示したとおりであるところ、本件において、原告は、応訴自体が不法行為にあたるとして弁護士費用の賠償を求めるものではなく、下記(6)のとおり、被告エヌシーキャピタルが残元金の存在を前提とする支払いの請求をし、過払金の受領を続けた行為は、いずれも不法行為にはあたらないのであるから、原告の民法704条後段に基づく損害賠償請求には理由がない。

- (6) 原告は、被告エヌシーキャピタルが利息制限法の制限超過部分を含む弁済を受け、貸付元本が存在しなくなつてからも、原告に対し、貸金の支払を請求し続けたことが不法行為を構成すると主張する。

しかしながら、上記1(5)において説示したとおりであるところ、本件においては、弁論の全趣旨によれば、アエルが貸金業者であり、貸金業者として本件債権にかかる契約をし、本件取引を継続してきたことが認められ、本件信託譲渡を受けた被告ニューヨークメロンから本件債権譲渡を受けて本件取引をアエルに引き続きおこなつた被告エヌシーキャピタルによる貸金の請求ないし受領が、暴行、脅迫等を伴うものであったことを認めるに足りる証拠はない。また、原告に貸金業法や充当計算などに関する知見、法的知識が不十分であったことが被告エヌシーキャピタルの不

当な態様によって生じたものとまではいえず、原告が主張するように、同被告による貸金の請求ないし受領が、原告の無知に乘じるものであって架空請求に類似した行為であるなど、その態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くと評価するに足りる事情も認められない。

したがって、被告エヌシーキャピタルによる貸金の請求又はその受領は、いずれも不法行為にはあたらないから、その余について判断するまでもなく、原告の上記不法行為に基づく損害賠償請求には理由がない。

(7) 以上によれば、被告エヌシーキャピタルに対する原告の請求は、エヌシー取引部分にかかる過払金及びこれに対する利息についての支払を求める限度でのみ理由がある。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は主文記載の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文、65条1項ただし書を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

中 村 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 遠 藤 鈴 枝

## 利息計算書

(vsエヌシーキャピタル)

番号	当事者	利息制限法引直計算						過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金	
		期間計算		初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)				
		閏年に 該当する日 数	平年に 該当する日 数	利息制 限法利 率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入 金額	利率5%, 円未満四捨五入	利息	利息累計 元金入金額		
1	H6.12.15	200,000									200,000	
2	H7.1.13		10,000		29 18.00%	2,860		7,140			192,860	
3	H7.2.15		10,000		33 18.00%	3,138		6,862			185,998	
4	H7.3.15		10,000		28 18.00%	2,568		7,432			178,566	
5	H7.4.14		10,000		30 18.00%	2,641		7,359			171,207	
6	H7.5.15		10,000		31 18.00%	2,617		7,383			163,824	
7	H7.6.15		10,000		31 18.00%	2,504		7,496			156,328	
8	H7.7.14		10,000		29 18.00%	2,235		7,765			148,563	
9	H7.8.3	120,000			20 18.00%	1,465	1,465				268,563	
10	H7.8.15		15,000		12 18.00%	1,589		11,946			256,617	
11	H7.9.14		15,000		30 18.00%	3,796		11,204			245,413	
12	H7.10.16		15,000		32 18.00%	3,872		11,128			234,285	
13	H7.11.16		15,000		31 18.00%	3,581		11,419			222,866	
14	H7.12.15		15,000		29 18.00%	3,187		11,813			211,053	
15	H7.12.27	30,000			12 18.00%	1,248	1,248				241,053	
16	H8.1.16		15,000	16 4	18.00%	2,372		11,380			229,673	
17	H8.2.15		15,000	30	18.00%	3,388		11,612			218,061	
18	H8.3.15		15,000	29	18.00%	3,110		11,890			206,171	
19	H8.4.15		15,000	31	18.00%	3,143		11,857			194,314	
20	H8.5.15		15,000	30	18.00%	2,866		12,134			182,180	
21	H8.5.31	269,702	16		18.00%	1,433		268,269			-86,089	
22	H8.5.31	500,000			18.00%				-12 -12 12	413,899		
23	H8.6.17		25,000	17	18.00%	3,460		21,540			392,359	
24	H8.7.15		25,000	28	18.00%	5,402		19,598			372,761	
25	H8.8.16		25,000	32	18.00%	5,866		19,134			353,627	
26	H8.9.3	30,000		18	18.00%	3,130	3,130				383,627	
27	H8.9.17		25,000	14	18.00%	2,641		19,229			364,398	
28	H8.10.15		25,000	28	18.00%	5,017		19,983			344,415	
29	H8.11.19		25,000	35	18.00%	5,928		19,072			325,343	
30	H8.12.16		25,000	27	18.00%	4,320		20,680			304,663	
31	H9.1.17		25,000	15 17	18.00%	4,801		20,199			284,464	
32	H9.1.24	454,147		7	18.00%	981		453,166			-168,702	
33	H9.1.24	500,000			18.00%				-23 -23 23	331,275		
34	H9.2.17		25,000	24	18.00%	3,920		21,080			310,195	
35	H9.3.17		25,000	28	18.00%	4,283		20,717			289,478	
36	H9.4.15		25,000	29	18.00%	4,139		20,861			268,617	
37	H9.5.20		25,000	35	18.00%	4,636		20,364			248,253	
38	H9.5.27	30,000		7	18.00%	856	856				278,253	
39	H9.6.16		25,000	20	18.00%	2,744		21,400			256,853	
40	H9.7.15		25,000	29	18.00%	3,673		21,327			235,526	
41	H9.8.11		25,000	27	18.00%	3,136		21,864			213,662	
42	H9.9.5	40,000		25	18.00%	2,634	2,634				253,662	
43	H9.9.16		25,000	11	18.00%	1,376		20,990			232,672	
44	H9.10.15		25,000	29	18.00%	3,327		21,673			210,999	
45	H9.11.17		15,000	33	18.00%	3,433		11,567			199,432	
46	H9.12.15		15,000	28	18.00%	2,753		12,247			187,185	
47	H10.1.16		25,000	32	18.00%	2,953		22,047			165,138	
48	H10.2.16		25,000	31	18.00%	2,524		22,476			142,662	
49	H10.3.16		25,000	28	18.00%	1,969		23,031			119,631	
50	H10.4.15		25,000	30	18.00%	1,769		23,231			96,400	
51	H10.5.15		25,000	30	18.00%	1,426		23,574			72,826	
52	H10.5.20	60,000		5	18.00%	179	179				132,826	

## 利息計算書

(vsエヌシーキャピタル)

番号	当事者	利息制限法引直計算						過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金	
		期間計算	初日利息不算入	閏年計算		初日利息算入(閏年)	利率5%, 円未満四捨五入	利息	利息累計	元金入金額		
年月日	借入金額	返済額	閏年に該当する日数	平年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	利息	利息累計	元金入金額	
53	H10.6.15		25,000	26	18.00%	1,703		23,118			109,708	
54	H10.7.16		15,000	31	18.00%	1,677		13,323			96,385	
55	H10.8.17		15,000	32	18.00%	1,521		13,479			82,906	
56	H10.8.18		5,000	1	18.00%	40		4,960			77,946	
57	H10.9.16		25,000	29	18.00%	1,114		23,886			54,060	
58	H10.10.15		20,000	29	18.00%	773		19,227			34,833	
59	H10.11.16		20,000	32	18.00%	549		19,451			15,382	
60	H10.12.15		25,000	29	18.00%	219		24,781			-9,399	
61	H11.1.18		25,000	34				25,000	-45	-45	-34,399	
62	H11.1.19	40,000		1	18.00%				-8	-53	53	5,548
63	H11.2.15		25,000	27	18.00%	73		24,927			-19,379	
64	H11.3.15		25,000	28				25,000	-77	-77	-44,379	
65	H11.4.15		25,000	31				25,000	-192	-269	-69,379	
66	H11.5.17		25,000	32				25,000	-308	-577	-94,379	
67	H11.5.26	40,000		9					-120	-697	697	-55,076
68	H11.6.15		25,000	20				25,000	-151	-151		-80,076
69	H11.7.15		25,000	30				25,000	-333	-484		-105,076
70	H11.8.16		25,000	32				25,000	-464	-948		-130,076
71	H11.9.16		25,000	31				25,000	-556	-1,504		-155,076
72	H11.10.15		20,000	29				20,000	-619	-2,123		-175,076
73	H11.11.15		25,000	31				25,000	-746	-2,869		-200,076
74	H11.11.22	50,000		7					-195	-3,064	3,064	-153,140
75	H11.12.16		25,000	24				25,000	-503	-503		-178,140
76	H12.1.17		25,000	17	15			25,000	-783	-1,286		-203,140
77	H12.2.15		25,000	29				25,000	-808	-2,094		-228,140
78	H12.3.15		20,000	29				20,000	-907	-3,001		-248,140
79	H12.4.17		25,000	33				25,000	-1,121	-4,122		-273,140
80	H12.5.15		25,000	28				25,000	-1,048	-5,170		-298,140
81	H12.5.16	50,000		1					-44	-5,214	5,214	-253,354
82	H12.6.15		25,000	30				25,000	-1,038	-1,038		-278,354
83	H12.7.17		20,000	32				20,000	-1,220	-2,258		-298,354
84	H12.8.15		20,000	29				20,000	-1,185	-3,443		-318,354
85	H12.9.19		20,000	35				20,000	-1,525	-4,968		-338,354
86	H12.10.16		20,000	27				20,000	-1,251	-6,219		-358,354
87	H12.11.15		25,000	30				25,000	-1,471	-7,690		-383,354
88	H12.12.15		20,000	30				20,000	-1,575	-9,265		-403,354
89	H13.1.15		20,000	16	15			20,000	-1,713	-10,978		-423,354
90	H13.2.15		20,000	31				20,000	-1,801	-12,779		-443,354
91	H13.3.15		20,000	28				20,000	-1,703	-14,482		-463,354
92	H13.4.11		453,549	27				453,549	-1,717	-16,199		-916,903
93	H13.4.11	500,000							-62	-16,261	16,261	-433,164
94	H13.5.15		25,000	34				25,000	-2,017	-2,017		-458,164
95	H13.6.15		25,000	31				25,000	-1,949	-3,966		-483,164
96	H13.7.16		24,000	31				24,000	-2,055	-6,021		-507,164
97	H13.8.16		20,000	31				20,000	-2,157	-8,178		-527,164
98	H13.9.17		20,000	32				20,000	-2,314	-10,492		-547,164
99	H13.10.5	50,000		18					-1,352	-11,844	11,844	-509,008
100	H13.10.15		25,000	10				25,000	-697	-697		-534,008
101	H13.11.16		25,000	32				25,000	-2,344	-3,041		-559,008
102	H13.12.18		25,000	32				25,000	-2,454	-5,495		-584,008
103	H13.12.19	40,000		1					-83	-5,578	5,578	-549,586
104	H14.1.17		25,000	29				25,000	-2,183	-2,183		-574,586

## 利息計算書

(vsエヌシーキャピタル)

番号	当事者	利息制限法引直計算							過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金		
		年月日	借入金額	返済額	期間計算		初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)			
					閏年に該当する日数	平年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	利率5%, 円未満四捨五入	利息	利息累計	元金入金額
105	H14.2.15		25,000		29					25,000	-2,286	-4,469		-599,586
106	H14.3.15		25,000		28					25,000	-2,303	-6,772		-624,586
107	H14.4.15		25,000		31					25,000	-2,656	-9,428		-649,586
108	H14.5.13		25,000		28					25,000	-2,495	-11,923		-674,586
109	H14.6.11		25,000		29					25,000	-2,683	-14,606		-699,586
110	H14.7.15		25,000		34					25,000	-3,262	-17,868		-724,586
111	H14.7.24	100,000			9						-897	-18,765	18,765	-643,351
112	H14.8.15		25,000		22					25,000	-1,939	-1,939		-668,351
113	H14.9.13		25,000		29					25,000	-2,659	-4,598		-693,351
114	H14.10.15		25,000		32					25,000	-3,043	-7,641		-718,351
115	H14.11.15		25,000		31					25,000	-3,054	-10,695		-743,351
116	H14.12.16		25,000		31					25,000	-3,160	-13,855		-768,351
117	H15.1.15		25,000		30					25,000	-3,161	-17,016		-793,351
118	H15.1.27	80,000			12						-1,308	-18,324	18,324	-731,675
119	H15.2.17		25,000		21					25,000	-2,105	-2,105		-756,675
120	H15.3.17		25,000		28					25,000	-2,906	-5,011		-781,675
121	H15.4.10	30,000			24						-2,573	-7,584	7,584	-759,259
122	H15.4.15		25,000		5					25,000	-520	-520		-784,259
123	H15.5.20		25,000		35					25,000	-3,764	-4,284		-809,259
124	H15.6.13		25,000		24					25,000	-2,664	-6,948		-834,259
125	H15.7.15		25,000		32					25,000	-3,660	-10,608		-859,259
126	H15.8.15		25,000		31					25,000	-3,652	-14,260		-884,259
127	H15.9.16		25,000		32					25,000	-3,880	-18,140		-909,259
128	H15.10.15		25,000		29					25,000	-3,616	-21,756		-934,259
129	H15.11.14		25,000		30					25,000	-3,843	-25,599		-959,259
130	H15.12.15		25,000		31					25,000	-4,077	-29,676		-984,259
131	H16.1.15		25,000	15	16					25,000	-4,178	-33,854		-1,009,259
132	H16.2.12		25,000	28						25,000	-3,864	-37,718		-1,034,259
133	H16.2.17	160,000			5						-710	-38,428	38,428	-912,687
134	H16.3.15		25,000	27						25,000	-3,366	-3,366		-937,687
135	H16.4.15		25,000	31						25,000	-3,974	-7,340		-962,687
136	H16.4.27	30,000			12						-1,582	-8,922	8,922	-941,609
137	H16.5.17		25,000	20						25,000	-2,573	-2,573		-966,609
138	H16.6.14		25,000	28						25,000	-3,701	-6,274		-991,609
139	H16.7.21		25,000	37						25,000	-5,016	-11,290		-1,016,609
140	H16.8.16		25,000	26						25,000	-3,614	-14,904		-1,041,609
141	H16.8.19	52,000			3						-430	-15,334	15,334	-1,004,943
142	H16.9.24		25,000	36						25,000	-4,942	-4,942		-1,029,943
143	H16.10.13		25,000	19						25,000	-2,677	-7,619		-1,054,943
144	H16.11.15		20,000	33						20,000	-4,759	-12,378		-1,074,943
145	H16.11.18	35,000			3						-443	-12,821	12,821	-1,052,764
146	H16.12.15		25,000	27						25,000	-3,883	-3,883		-1,077,764
147	H17.1.17		25,000	16	17					25,000	-4,869	-8,752		-1,102,764
148	H17.2.15		25,000	29						25,000	-4,384	-13,136		-1,127,764
149	H17.2.16	39,000			1						-158	-13,294	13,294	-1,102,058
150	H17.3.15		25,000	27						25,000	-4,076	-4,076		-1,127,058
151	H17.4.18		23,000	34						23,000	-5,253	-9,329		-1,150,058
152	H17.4.25		3,000	7						3,000	-1,106	-10,435		-1,153,058
153	H17.5.16		25,000	21						25,000	-3,317	-13,752		-1,178,058
154	H17.5.17	41,000			1						-165	-13,917	13,917	-1,150,975
155	H17.6.15		25,000	29						25,000	-4,572	-4,572		-1,175,975
156	H17.7.14		25,000	29						25,000	-4,675	-9,247		-1,200,975

## 利息計算書

(vsエヌシーキャピタル)

番号	当事者	利息制限法引直計算						過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金	
		期間計算	初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)					
			閏年に該当する日数	平年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額				
157	H17.7.15	27,000		1					-168	-9,415	9,415	-1,183,390
158	H17.8.15		20,000	31				20,000	-5,025	-5,025		-1,203,390
159	H17.9.15		20,000	31				20,000	-5,113	-10,138		-1,223,390
160	H17.10.25		20,000	40				20,000	-6,706	-16,844		-1,243,390
161	H17.10.28	20,000		3					-514	-17,358	17,358	-1,240,748
162	H17.11.18		20,000	21				20,000	-3,569	-3,569		-1,260,748
163	H17.12.16		20,000	28				20,000	-4,838	-8,407		-1,280,748
164	H17.12.29	19,000		13					-2,284	-10,691	10,691	-1,272,439
165	H18.1.25		20,000	27				20,000	-4,706	-4,706		-1,292,439
166	H18.2.15		20,000	21				20,000	-3,721	-8,427		-1,312,439
167	H18.2.27	16,000		12					-2,160	-10,587	10,587	-1,307,026
168	H18.3.23		20,000	24				20,000	-4,297	-4,297		-1,327,026
169	H18.5.9		20,000	47				20,000	-8,547	-12,844		-1,347,026
170	H18.5.31		20,000	22				20,000	-4,062	-16,906		-1,367,026
171	H18.6.19		20,000	19				20,000	-3,561	-20,467		-1,387,026
172	H18.7.31		20,000	42				20,000	-7,983	-28,450		-1,407,026
173	H18.8.18		20,000	18				20,000	-3,472	-31,922		-1,427,026
174	H18.9.29		20,000	42				20,000	-8,213	-40,135		-1,447,026
175	H18.10.31		20,000	32				20,000	-6,346	-46,481		-1,467,026
176	H18.11.15		20,000	15				20,000	-3,017	-49,498		-1,487,026
177	H18.12.21		20,000	36				20,000	-7,336	-56,834		-1,507,026
178	H19.1.18		10,000	28				10,000	-5,783	-62,617		-1,517,026
179	H19.2.27		20,000	40				20,000	-8,314	-70,931		-1,537,026
180	H19.3.26		20,000	27				20,000	-5,688	-76,619		-1,557,026
181	H19.4.18		20,000	23				20,000	-4,908	-81,527		-1,577,026
182	H19.5.28		20,000	40				20,000	-8,644	-90,171		-1,597,026
183	H19.6.20		20,000	23				20,000	-5,034	-95,205		-1,617,026
184	H19.7.17		20,000	27				20,000	-5,984	-101,189		-1,637,026
185	H19.8.16		20,000	30				20,000	-6,730	-107,919		-1,657,026
186	H19.9.26		20,000	41				20,000	-9,309	-117,228		-1,677,026
187	H19.10.29		20,000	33				20,000	-7,584	-124,812		-1,697,026
188	H19.11.27		20,000	29				20,000	-6,744	-131,556		-1,717,026
189	H20.1.24		20,000	24	34			20,000	-13,629	-145,185		-1,737,026
190	H20.3.4		10,000	40				10,000	-9,495	-154,680		-1,747,026
191	H20.7.15		12,000	133				12,000	-31,744	-186,424		-1,759,026
192	H20.9.24		11,000	71				11,000	-17,063	-203,487		-1,770,026
193	H20.10.24		11,000	30				11,000	-7,256	-210,743		-1,781,026
194	H20.11.26		22,000	33				22,000	-8,031	-218,774		-1,803,026
195	H20.12.29		12,000	33				12,000	-8,131	-226,905		-1,815,026
196	H21.1.29		11,000	2	29			11,000	-7,708	-234,613		-1,826,026
197	H21.2.24		11,000		26			11,000	-6,505	-241,118		-1,837,026
198	H21.3.23		12,000		27			12,000	-6,796	-247,914		-1,849,026
199	H21.4.21		12,000		29			12,000	-7,347	-255,261		-1,861,026
200	H21.5.25		12,000		34			12,000	-8,669	-263,930		-1,873,026
201	H21.6.18		12,000		24			12,000	-6,160	-270,090		-1,885,026
202	H21.7.21		12,000		33			12,000	-8,523	-278,613		-1,897,026
203	H21.8.18		12,000		28			12,000	-7,278	-285,891		-1,909,026
204	H21.9.16		12,000		29			12,000	-7,585	-293,476		-1,921,026
205	H21.10.19		12,000		33			12,000	-8,686	-302,162		-1,933,026
206	H21.11.24		12,000		36			12,000	-9,534	-311,696		-1,945,026
207	H21.12.15		12,000		21			12,000	-5,597	-317,293		-1,957,026
208	H22.2.15		12,000		62			12,000	-16,623	-333,916		-1,969,026

## 別紙

## 計算書 2

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	平成17年7月14日		25,000	0.18				-25,000		
2	平成17年7月15日	27,000		0.18	1	0	0	1,997	-3	0
3	平成17年8月15日		20,000	0.18	31	30	0	-17,973	0	0
4	平成17年9月15日		20,000	0.18	31	0	0	-37,973	-76	-76
5	平成17年10月25日		20,000	0.18	40	0	0	-57,973	-208	-284
6	平成17年10月28日	20,000		0.18	3	0	0	-38,280	-23	0
7	平成17年11月18日		20,000	0.18	21	0	0	-58,280	-110	-110
8	平成17年12月16日		20,000	0.18	28	0	0	-78,280	-223	-333
9	平成17年12月29日	19,000		0.18	13	0	0	-59,752	-139	0
10	平成18年1月25日		20,000	0.18	27	0	0	-79,752	-221	-221
11	平成18年2月15日		20,000	0.18	21	0	0	-99,752	-229	-450
12	平成18年2月27日	16,000		0.18	12	0	0	-84,365	-163	0
13	平成18年3月23日		20,000	0.18	24	0	0	-104,365	-277	-277
14	平成18年5月9日		20,000	0.18	47	0	0	-124,365	-671	-948
15	平成18年5月31日		20,000	0.18	22	0	0	-144,365	-374	-1,322
16	平成18年6月19日		20,000	0.18	19	0	0	-164,365	-375	-1,697
17	平成18年7月31日		20,000	0.18	42	0	0	-184,365	-945	-2,642
18	平成18年8月18日		20,000	0.18	18	0	0	-204,365	-454	-3,096
19	平成18年9月29日		20,000	0.18	42	0	0	-224,365	-1,175	-4,271
20	平成18年10月31日		20,000	0.18	32	0	0	-244,365	-983	-5,254
21	平成18年11月15日		20,000	0.18	15	0	0	-264,365	-502	-5,756
22	平成18年12月21日		20,000	0.18	36	0	0	-284,365	-1,303	-7,059
23	平成19年1月18日		10,000	0.18	28	0	0	-294,365	-1,090	-8,149
24	平成19年2月27日		20,000	0.18	40	0	0	-314,365	-1,612	-9,761
25	平成19年3月26日		20,000	0.18	27	0	0	-334,365	-1,162	-10,923
26	平成19年4月18日		20,000	0.18	23	0	0	-354,365	-1,053	-11,976
27	平成19年5月28日		20,000	0.18	40	0	0	-374,365	-1,941	-13,917
28	平成19年6月20日		20,000	0.18	23	0	0	-394,365	-1,179	-15,096
29	平成19年7月17日		20,000	0.18	27	0	0	-414,365	-1,458	-16,554
30	平成19年8月16日		20,000	0.18	30	0	0	-434,365	-1,702	-18,256
31	平成19年9月26日		20,000	0.18	41	0	0	-454,365	-2,439	-20,695
32	平成19年10月29日		20,000	0.18	33	0	0	-474,365	-2,053	-22,748
33	平成19年11月27日		20,000	0.18	29	0	0	-494,365	-1,884	-24,632
34	平成20年1月24日		20,000	0.18	58	0	0	-514,365	-3,923	-28,555
35	平成20年3月4日		10,000	0.18	40	0	0	-524,365	-2,810	-31,365

## 刷紙

## 計算書 3

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	平成20年7月15日		12,000	0.18				-12,000		
2	平成20年9月24日		11,000	0.18	71	0	0	-23,000	-116	-116
3	平成20年10月24日		11,000	0.18	30	0	0	-34,000	-94	-210
4	平成20年11月26日		22,000	0.18	33	0	0	-56,000	-153	-363
5	平成20年12月29日		12,000	0.18	33	0	0	-68,000	-252	-615
6	平成21年1月29日		11,000	0.18	31	0	0	-79,000	-288	-903
7	平成21年2月24日		11,000	0.18	26	0	0	-90,000	-281	-1,184
8	平成21年3月23日		12,000	0.18	27	0	0	-102,000	-332	-1,516
9	平成21年4月21日		12,000	0.18	29	0	0	-114,000	-405	-1,921
10	平成21年5月25日		12,000	0.18	34	0	0	-126,000	-530	-2,451
11	平成21年6月18日		12,000	0.18	24	0	0	-138,000	-414	-2,865
12	平成21年7月21日		12,000	0.18	33	0	0	-150,000	-623	-3,488
13	平成21年8月18日		12,000	0.18	28	0	0	-162,000	-575	-4,063
14	平成21年9月16日		12,000	0.18	29	0	0	-174,000	-643	-4,706
15	平成21年10月19日		12,000	0.18	33	0	0	-186,000	-786	-5,492
16	平成21年11月24日		12,000	0.18	36	0	0	-198,000	-917	-6,409
17	平成21年12月15日		12,000	0.18	21	0	0	-210,000	-569	-6,978
18	平成22年2月15日		12,000	0.18	62	0	0	-222,000	-1,783	-8,761

これは正本である。

平成23年12月22日

中村簡易裁判所

裁判所書記官 野島彰人

